

橿原市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項前段の規定により、令和6年度監査の結果報告について（令和7年3月28日付け橿監第30号）に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨、通知があったので、同項後段の規定により当該措置の内容を公表します。

令和8年2月27日

橿原市監査委員	久保田 幸治
橿原市監査委員	中西 達也
橿原市監査委員	奥 田 寛

指摘事項に対する措置内容

令和7年8月6日提出

番号	⑧	部局名	総務部	課室名	市民協働課
指摘事項	<p>(項目) 補助金等交付事務（補助金額誤りについて）</p> <p>(内容) 檀原市集会所建設事業補助金について、檀原市集会所建設事業補助金交付要綱（平成12年檀原市告示第47号）第4条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額を超えて、令和6年度分の補助金を過剰に支出していた。</p>				
措置内容等	<p>(原因) クーポン配布業務等が過多の中、補助率を適用し算定の上で交付すべきところを誤って上限額である満額で交付決定を行い、補助金及び確定通知の交付まで行っていたものです。</p> <hr/> <p>(措置日 及び 措置内容) 措置日：令和7年2月7日 措置内容：補助金交付先である自治会会長とほか2名に対し説明を行い、過剰分の返還の依頼をした後、令和7年2月7日付けて返還分を戻入いたしました。</p>				

指摘事項に対する措置内容

令和7年8月7日提出

番号	⑨	部局名	福祉部	課室名	福祉総務課
指摘事項	<p>(項目) 補助金等交付事務（補助対象経費の非該当について）</p> <p>(内容) 檀原市における特定の団体等に対する補助金等交付要綱（平成25年檀原市告示第95号）別表に規定する補助対象経費の範囲に該当しない経費が計上され、令和5年度分の補助金の額の確定が行われていた。（地区民生児童委員協議会補助金）</p>				
措置内容等	<p>(原因) 当該経費については、補助金実績報告時において経費の内容を確認し、精査した結果、負担金であると判断していましたが、従前より協賛金として提出され、補助対象経費として交付していた経緯もあり、本来負担金として処理すべきところを協賛金として処理していました。</p>				
	<p>(措置日 及び 措置内容) 措置日：令和6年8月13日（予備監査後直ちに措置）</p> <p>措置内容：当該地区に連絡を取り、補助対象外経費である旨を伝え、令和5年度については協賛金を対象外経費としました。次年度以降、協賛金については補助対象外経費であることを当該地区に伝えた上で、令和6年度の補助申請時において他地区民生児童委員協議会にも補助対象経費一覧を配布し、補助対象経費について再度周知いたしました。</p>				

(別紙様式)

指摘事項に対する措置内容

令和7年8月5日提出

番号	⑫	部局名	魅力創造部	課室名	地域振興課
指摘事項	<p>(項目) 旅費の不支給について</p> <p>(内容) 橿原市の一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和31年橿原市条例第29号)第6条に規定する普通旅費について、支給対象であるにもかかわらず、支給されていなかった。</p>				
措置内容等	<p>(原因) 旅費の支給は、事務効率化の観点から、旅行者の了解を得た上で2ヶ月に1度行っておりました。 しかしながら、本件については、未払いとなっている旅費の確認不足により支払手続きが漏れ落ちていたものです。</p> <hr/> <p>(措置日 及び 措置内容) 措置日：令和6年11月7日 措置内容：支払手続きが漏れ落ちていた旅費について、旅行者に支給いたしました。</p>				

指摘事項に対する措置内容

令和7年8月5日提出

番号	⑬	部局名	魅力創造部	課室名	世界遺産登録推進課
指摘事項	<p>(項目) 旅費の不支給について</p> <p>(内容) 檀原市の一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和31年檀原市条例第29号)第6条に規定する普通旅費について、支給対象であるにもかかわらず、支給されていなかった。</p>				
措置内容等	<p>(原因) 旅費の支給は、事務効率化の観点から、旅行者の了解を得た上で2ヶ月に1度行っておりました。 しかしながら本件については、旅行日から2ヶ月が経過しても、支給旅費の振込が完了していなかったものです。</p>				
	<p>(措置日 及び 措置内容) 措置日：令和6年10月9日 措置内容：書類検査時に支払手続をしていなかった旅費については、同日に支払手続(支出負担行為兼支出命令書の起票)を行い、本監査と同日の令和6年10月25日に旅行者に支給が完了しました。</p>				

(別紙様式)

指摘事項に対する措置内容

令和7年8月4日提出

番号	⑮	部局名	総務部	課室名	市民窓口課
指摘事項	<p>(項目) その他の指摘事項</p> <p>(内容) 備品管理について (備品台帳の廃棄手続き漏れ)</p>				
措置内容等	<p>(原因) 備品台帳へ二重登録をしてしまっていたため。</p>				
	<p>(措置日及び措置内容) 措置日：令和7年3月19日 措置内容：固定資産管理システム上において廃棄手続き処理を行いました。</p>				

(別紙様式)

指摘事項に対する措置内容

令和7年8月8日提出

番号	⑬	部 局 名		課 室 名	危機管理課
指 摘 事 項	<p>(項目) その他の指摘事項</p> <p>(内容) 備品管理について(備品台帳の廃棄手続き漏れ)</p>				
措 置 内 容 等	<p>(原因) 新たな組織編成に伴い、備品の入れ替えを行ったことにより片袖机SD-S5S3の廃棄手続きについて漏れていたものです。</p> <hr/> <p>(措置日 及び 措置内容) 措置日：令和6年12月12日 措置内容：片袖机SD-S5S3の廃棄手続きを行いました。</p>				

(別紙様式)

指摘事項に対する措置内容

令和7年7月31日提出

番号	⑰	部局名	都市マネジメント部	課室名	住宅政策課
指摘事項	<p>(項目) その他の指摘事項</p> <p>(内容) 備品管理について(備品台帳の廃棄手続き漏れ)</p>				
措置内容等	<p>(原因) ・当時(令和6年2月)の担当者が当該備品の廃棄手続きを失念しており、監査時まで台帳上廃棄手続きされていると誤認していたためです。</p> <hr/> <p>(措置日及び措置内容) 措置日:令和7年2月14日 措置内容:廃棄手続きを行いました。</p>				

(別紙様式)

指摘事項に対する措置内容

令和7年7月30日提出

番号	⑱	部局名	企画戦略部	課室名	秘書広報課
指摘事項	<p>(項目) その他の指摘事項</p> <p>(内容) 備品管理について (備品ラベルの貼付漏れ)</p>				
措置内容等	<p>(原因) 備品ラベルが剥がれた形跡があったため、長年使用している中で剥がれたと考えられます。</p> <hr/> <p>(措置日 及び 措置内容) 措置日：令和6年9月13日 措置内容：ラベル添付を行いました。</p>				

(別紙様式)

指摘事項に対する措置内容

令和7年7月31日提出

番号	⑱	部局名	企画戦略部	課室名	飛騨コミュニティセンター
指摘事項	<p>(項目) その他の指摘事項</p> <p>(内容) 備品の管理について (備品ラベルの貼付漏れ)</p>				
措置内容等	<p>(原因) 備品納入後に登録処理をした際に、備品ラベルを貼付し忘れたものです。</p> <hr/> <p>(措置日 及び 措置内容) 措置日：令和6年9月12日（備品の抽出監査中） 措置内容：備品ラベルを貼付し、監査委員事務局職員の確認を受けました。</p>				